

(仮称)西こども園(現武山保育園)設計・施工事業者選定プロポーザル実施要領

この実施要領は、現武山保育園の保育を継続しながら同敷地内に新園舎を整備し、新園舎への移転後に現園舎を解体、園庭等の整備を行い、(仮称)西こども園とする武山保育園再編計画全体のうち、新園舎整備に向けての設計・施工業務を委託する候補者を選考するために必要な事項を定めたものである。

(仮称)西こども園(現武山保育園)設計・施工事業者選定プロポーザル実施要領	1
1. 業務の概要	1
2. (仮称)西こども園の設計方針	3
3. 選定概要	4
4. 質問の受付・回答の公表	9
5. 参加資格審査	10
6.1 次選考「実績審査」	11
7. 2次選考「プレゼンテーション」の実施	13
8. 最終選考「競争見積もり合わせ」	15
9. 契約の締結	18
10. プロポーザル参加に際しての留意事項	19

1. 業務の概要

(仮称) 西こども園新築工事 設計及び工事監理に関する業務

(1) 業務内容

- ① (仮称) 西こども園新築工事基本設計業務
- ② (仮称) 西こども園新築工事实施設計業務
- ③ (仮称) 西こども園新築工事地質調査業務
- ④ (仮称) 西こども園新築工事に係る計画通知及び各種許認可申請等業務（申請から許認可証取得までを含む）
- ⑤ (仮称) 西こども園新築工事監理業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年9月（予定）まで
ただし、各業務の履行期間については次による。

- ① 基本設計：契約締結日の翌日から令和7年3月まで
- ② 実施設計：令和7年5月（補助金交付決定後）から令和8年3月まで
※地質調査結果に基づき地業工事の設計を行うが、補助金の申請を行うため、地業工事を含めた建設費の算出は、令和7年12月までに完了すること。
- ③ 地質調査：実施時期は、実施設計の進捗に合わせて事業者が適切に判断すること（令和7年5月（補助金交付決定後）以降とする）。
- ④ 計画通知及び各種許認可申請等：実施時期は、実施設計の進捗に合わせて事業者が適切に判断すること（確認済証の交付は、原則として令和8年3月までに完了すること）。
- ⑤ 工事監理：令和8年5月（補助金交付決定後）から令和9年9月（予定）まで

(3) 発注方法

プロポーザル方式

本件のプロポーザルにより選定された契約候補者と、横須賀市議会において議決を得るまでの期間仮契約を結ぶ。仮契約が議決されたら、契約保証金その他の契約条件の適合をもって本契約とみなす。

(4) 上限金額（税抜）

- ・基本設計業務：11,310,000 円
- ・実施設計業務：25,210,000 円（計画通知及び各種許認可申請等を含む）
- ・地質調査業務：7,110,000 円
- ・工事監理業務：18,360,000 円

(仮称) 西こども園新築工事 建設に関する業務

(1) 業務内容

- ① (仮称) 西こども園新築工事 (外構を含む)

※外構工事は建物周囲及び道路境界のアプローチ程度とし、園庭整備は対象外とする。

- ② (仮称) 西こども園新築電気設備工事

- ③ (仮称) 西こども園新築機械設備工事

(2) 工期

令和8年5月(補助金交付決定後)から令和9年9月(予定)まで

(3) 上限金額(税抜)

- ・ 建築工事：302,000,000円(外構工事を含む)(地業工事を除く)

※建築工事のうち、地業工事に関する上限金額の考え方は、9. 契約の締結(3)

地業工事に係る金額について記載のとおり

- ・ 電気設備工事：81,480,000円

- ・ 機械設備工事：104,000,000円

2. (仮称)西こども園の設計方針

- 子どもの主体性を尊重した教育・保育が実現できる施設
※参考資料「横須賀市 こども園 建築設計ガイドライン」(別添資料1)のうち、ソフト面の基本計画(P8~P16)
※設計段階から、保育士や調理員とのワークショップを実施し、保育現場の意見を十分に集約し反映させることができるよう体制を整える方針です。
- 障害のある子どもや特別な配慮を要する子どもも安全で安心して過ごせ、また、誰もが互いを尊重し支え合って生きる「共生社会」の形成を目指した施設
- 「(仮称)西こども園実施計画」(別添資料2)の各機能が適切な動線計画のもと、段差を極力なくした構造となるようバリアフリーに配慮された施設
- 近隣の方の生活環境や周辺の景観に配慮された施設
- 現地で保育を継続しながらの工事となることや、現場周辺は近隣小学校の通学路に指定されていることを踏まえた工事期間中の車両動線や重機作業などが安全に行われるように考慮された計画
- 公共施設として、イニシャルコスト・ライフサイクルコストの低減に寄与された施設
- 建築構造制限はかけないが、耐用年数を30年以上と想定した施設

3. 選定概要

(1) 担当課

本業務に係るプロポーザルの事務は、次の課が行います。

〒238-8550

横須賀市小川町16番地 はぐくみかん5階

横須賀市民生局福祉こども部 子育て支援課 保育園再編担当

TEL : 046 (822) 9002

E-mail : cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

(2) 選定方法

本業務は、認定こども園新築工事の設計・施工・工事監理です。そのため、認定こども園、保育所または幼稚園の設計・施工・工事監理の実績やノウハウが豊富である事業者を選定する必要があります。

そこで、本業務の事業者選定は次のように行います。

	選考方法
参加申請	・提出書類を確認し、参加資格要件を満たさない者のみ失格とする。
1次選考	・予定技術者等の経歴から保有資格、経験を評価する。 ・事業者の実績作品一覧から、(仮称)西こども園の設計方針との整合性を踏まえ、実績や経験を評価する。 ・評価点の上位5者を選定する。
2次選考	・提案書のプレゼンテーション内容を評価する。 ・最高評価点等を得た事業者を選定する。
最終選考	・競争見積もり合わせ ・見積もり金額の合計が最も低い事業者を契約候補者を選定する。 (本市の入札制度による平均額型最低制限価格未滿となるものを除く。)

(3) 参加資格要件

本プロポーザルに参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとします。

・共通事項

- ① 横須賀市指名停止等措置規則による指名停止を受けていないこと。
- ② 参加申請書類の提出期限日以前に、参加資格者登録を完了しておくこと。
- ③ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。
- ④ 入札参加者の構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者（下記（ア）、（イ））が、他の入札参加者の構成員になることはできない。

（ア）資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

a 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

b 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

・設計企業の参加資格要件

- ① 横須賀市契約規則第5条第2項に基づく競争入札参加有資格（業務委託）に、業種「コンサル」、営業種目「建築設計」で登録している事業者で、所在区分が市内業者、準市内業者または市外業者であること。
- ② 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく1級建築士事務所の登録があること。
- ③ 平成26年4月1日以降に、公立であるか私立であるかを問わず、延べ面積500㎡以上の認定こども園、保育所または幼稚園いずれかの新築工事に

係る建築設計業務の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること。

なお、協同組合等については、当該組合員による実績も可能とする。

- ④ 協同組合等は、経済産業省経済産業局長等が交付する官公需適格組合証明書があること。ただし、協同組合等は、当該組合員とは同一案件の入札に参加できない。協同組合等が参加する場合は、官公需適格組合証明書及び最新の組合員名簿の写しを提出すること。

・建設企業の参加資格要件

建設企業は、下記に掲げる要件を満たした2者の特定建設工事共同企業体（JV）、又は単体企業とします。

（共通）

本市が定める「入札等における同時に受注できる工事件数（手持ち件数）の制限」において、大型工事の上限件数に達していないこと。なお、本建築工事は大型工事として、本市が定める「入札等における同時に受注できる工事件数（手持ち件数）の制限」を適用する。

【特定建設工事共同企業体（JV）の場合】

① 代表構成員

- ・所在区分が市内の事業者であること。
- ・かながわ電子入札共同システムに登録されている経営事項審査の建築一式工事の総合評定値（総合評点）が760点以上であること。
- ・建築一式工事の特定建設業の許可を有し、この工事に対応する監理技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。
- ・出資割合が構成員中最大であること。
- ・別途記載する実績を有すること。

② 他の構成員

- ・所在区分が市内の事業者であること。
- ・かながわ電子入札共同システムに登録されている経営事項審査の建築一式工事の総合評定値（総合評点）が690点以上であること。
- ・建築一式工事の特定建設業の許可を有し、この工事に対応する主任技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。
- ・出資割合が30%以上であること。

【単体企業の場合】

- ・所在区分が市内の事業者であること。
- ・かながわ電子入札共同システムに登録されている経営事項審査の建築一式工事の総合評定値（総合評点）が760点以上であること。

- ・ 建築一式工事の特定建設業の許可を有し、この工事に対応する監理技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。
- ・ 別途記載する実績を有すること。

※実績要件（代表構成員または単体企業による参加の場合）

平成 21 年 4 月 1 日以降に、以下の条件を満たす建築物の新築工事を、元請けとして契約し、竣工した実績があること。

- (1)延べ床面積が 500 m²以上
- (2)階数が地上 2 階以上
- (3)建物用途が工場及び倉庫以外であるもの

(4) 本プロポーザルのスケジュール（予定）

項目	日程（令和 6 年度）
公募開始	8 月 5 日（月）
質問書の受付	8 月 5 日（月） ～ 8 月 21 日（水）17 時まで
質問書公開（HP）	8 月 26 日（月）
参加申請書類の受付	9 月 6 日（金）17 時まで
参加資格審査の実施・通知	9 月 9 日（月）
1 次選考「実績審査」の受付	9 月 20 日（金）
1 次選考「実績審査」	10 月 1 日（火）
1 次選考「実績審査」結果の通知	10 月 2 日（水）
提案書の提出	10 月 2 日（水） ～11 月 1 日（金）17 時まで
2 次選考（プレゼン）	11 月 8 日（金）
2 次選考結果の通知	11 月 11 日（月）
見積書の提出	11 月 11 日（月） ～11 月 15 日（金）12 時まで
最終選考（見積もり合わせ）	11 月 15 日（金）14 時
最終選考の通知・公表	11 月 15 日（金）
委託契約締結（仮契約）	11 月 18 日（月）以降
委託契約締結（本契約）	令和 6 年 12 月（予定）

(5) 現地見学会

現地見学会は実施しませんので、独自に現地見学を行う場合は、近隣住民及び施設に迷惑がかからないよう十分配慮してください。

4. 質問の受付・回答の公表

本プロポーザルや本業務に関する質問がある参加希望者は、質問書（様式1）を次により提出してください。

（1）提出書類

- ① 質問書（様式1）

（2）質問の受付

- ① 提出方法 Eメールに添付（送信する際に電話連絡をしてください。）
- ② 提出期限 令和6年8月21日（水）17時まで
- ③ 提出先 横須賀市民生局福祉こども部 子育て支援課 保育園再編担当
（メールアドレス）cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

（3）回答の公表

質問に対する回答は、次により公表します。

- ① 公表方法 本募集要領を掲載のホームページに公表
- ② 公表日 令和6年8月26日（月）予定

5. 参加資格審査

本プロポーザルに参加する者は、次により参加申請書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 参加申請書等（様式2-1、2-2、2-3、2-4）
- ② 本要領の3. 選定概要（3）参加資格要件 設計企業の参加資格要件③に該当する建築物の確認申請書（第一面から第三面まで）、確認済証及び検査済証（1施設分のみで可）

(2) 提出方法及び提出期限等

- ① 提出部数 1部
- ② 提出方法 郵送・持参（合わせて、参加申請書（様式2）に記載されたメールアドレスから、メールにてご連絡ください。書類の添付は不要。）
- ③ 提出期限 令和6年9月6日（金）17時（必着）
- ④ 提出先 〒238-8550

横須賀市小川町16番地はぐくみかん5階

横須賀市民生局福祉こども部 子育て支援課 保育園再編担当 宛

(3) 参加資格審査結果の通知

参加申請書類を提出した者に対して、参加資格要件を満たしているかを審査し、その結果を次により通知します。

- ① 通知方法 参加申請書（様式2）に記載されたメールアドレスあてに通知
- ② 通知日 令和6年9月9日（月）予定

6.1 次選考「実績審査」

選考は、参加者から提出された予定技術者等の経歴、事業者実績作品一覧により審査、採点します。審査、採点は、（仮称）西こども園設計・施工事業者選考委員会条例第1条に規定する（仮称）西こども園設計・施工事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が公正かつ厳正に審査、採点行います。

（1）提出書類

① 予定技術者等経歴書（様式3-1）

- ・設計及び工事監理業務においては、管理技術者※1及び主任担当技術者※2を配置することとし、管理技術者と各主任担当技術者の兼任、また各主任担当技術者の兼任は認めないものとする。
- ・設計及び工事監理に関する管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有していることとする。
- ・建設業務においては、管理技術者※3及び主任担当技術者を配置することとし、管理技術者と各主任担当技術者の兼任、また各主任担当技術者の兼任は認めないものとする。
- ・建設業務に関する管理技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者の資格を有していることとする。
- ・設計、工事監理及び建設に関する管理技術者は、参加申請書の申請日以前に参加表明者と直接的かつ恒常的雇用関係が3か月以上あること。
- ・予定技術者等が不測の事態により業務に付けなかった場合は、実績及び実務経験においてその者と同等以上の者を配置すること。
- ・主任担当技術者は協力会社の者を配置することができるものとし、また、他の参加者と協力会社の重複を可能とする。

※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」

（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第16条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 「管理技術者」とは、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）第10条に規定する現場代理人の定義による。

② 予定技術者等の資格証の写し

- ・「1次選考 評価基準・評価点表」1（1）及び（2）について証する書面を提出すること。

③ 事業者設計実績作品一覧（様式3-2）（様式3-3）

- ・施設用途が認定こども園、保育所、幼稚園の新築工事に係る実績作品としてください。
 - ・本要領の3. 選定概要(3) 参加資格要件 設計企業の参加資格要件③を満たしている実績作品を、必ず1件以上選択してください。
 - ・実績作品は5件以内としてください。
 - ・実績作品(5件以内)のうち、代表作として1件を選択してください。代表作は様式3-3を使用して表現し、その他の実績作品(最大4件)は様式3-2を使用してください。
- ④ 事業者設計実績作品一覧に記載した作品の確認申請書(第一面から第三面)及び確認済証の写し
- ⑤ 事業者施工実績一覧(様式3-4)
- ・本事業と同様な施設の施工実績及び敷地内施設を運営しながらの新築工事(改修工事を除く)の施工実績としてください。

(2) 提出方法及び提出期限等

- ① 提出部数 10部とPDF化した電子データ(CD-R、DVD-R等)
- ② 提出方法 郵送・持参
- ③ 提出期限 令和6年9月20日(金)17時(必着)
- ④ 提出先 〒238-8550 横須賀市小川町16番地はぐくみかん5階
横須賀市民生局福祉こども部 子育て支援課 保育園再編担当 宛

(3) 評価項目、評価基準及び配点

- ① 通知日 評価及び採点は、各委員が別表1「1次選考 評価基準・評価点表」に基づき行います。

(4) 2次選考参加者の選考方法

各委員の評価点の合計を基準とし、上位5者を選定します。

(5) 選考結果の通知

全参加者に対して、次により、結果を通知します。

- ① 通知方法 参加申請書(様式2)に記載されたメールアドレスあてに通知します。
- ② 通知日 令和6年10月2日(水)

7. 2次選考「プレゼンテーション」の実施

1次選考を通過した参加者は、次により提案書を提出してください。

また、選考は、参加者から提出された提案書に基づくプレゼンテーションにより審査、採点します。審査、採点は、選考委員会が公正かつ厳正に審査、採点行います。

(1) 提出書類

- ① 提案書（様式4-1） A4一枚
- ② 提案書（様式4-2） A3一枚

(2) 提出方法及び提出期限等

- ① 提出部数 1部とPDF化した電子データ（CD-R、DVD-R等）
- ② 提出方法 郵送・持参
- ③ 提出期間 令和6年10月2日（水）～11月1日（金）17時（必着）
- ④ 提出先 〒238-8550

横須賀市小川町16番地はぐくみかん5階

横須賀市民生局福祉こども部 子育て支援課 保育園再編担当 宛

(3) 提案書（様式4-1）の作成について

- ① こども園の環境づくりについてのソフト面の提案等

こども園を設計する立場として、「子どもの主体性を尊重した教育・保育」についての考え方を記述するほか、こども園としての環境づくり等の観点から、ハード面の整備についての考え方を記述する。

また、こども園を施工する立場として、「隣接する武山保育園を運営しながらの施工となることへの様々な配慮」についての考え方を記述する。

記述の補足としてのスケッチ等（カラー可）の挿入を認めます。

(4) 提案書（様式4-2）の作成について

提案図面やイメージ程度のスケッチ（カラー可）などによりわかりやすく表現してください。提案写真は不可とします。

(5) 注意事項

- ① 提案書の内容については、あくまでも設計者及び施工者の選考を目的としたものであり、必ずしも本施設の基本・実施設計及び施工方法に反映することを担保するものではありません。
- ② 各様式では、指定の場所以外に、会社名、住所、ロゴマーク、参加者を特定できる表示は一切しないでください。

(6) 日時

令和6年11月8日（金）

(7) 場所

横須賀市小川町 16 番地 はぐくみかん 5 階会議室

(8) 実施方法

- ① プレゼンテーションは参加各社 4 名以内（パソコン操作者等を含む）で実施し、原則として管理技術者が参加するものとします。
- ② プレゼンテーションは非公開とし、提出した提案書をもとに説明していただきます。その際、新たな追加提案や追加資料の配付は認めません。
- ③ 実施時間については、参加申請書（様式 2）に記載されたメールアドレスあてに通知します。
- ④ 実施時間については、1 事業者につき 30 分程度（プレゼンテーション 15 分以内、質疑 15 分程度）を予定しています。
- ⑤ 受付時間までに受付ができなかった場合、参加を辞退したものとします。なお、交通事情などにより、やむを得ない事由により受付時間までに受付ができない場合は、受付時間までに担当課に連絡してください。
- ⑥ プレゼンテーションではパソコンを使用したスクリーンに投影する方法を用いて行うことを認めます。
- ⑦ プレゼンテーションで使用する資料等には、会社名、住所、ロゴマーク、参加者を特定できる表示は一切しないでください。

(9) 評価項目、評価基準及び配点

- ① 評価及び採点は、各委員が別表 2 「2 次選考 評価基準・評価点表」に基づき行います。なお、1 次選考の評価点は引き継がれません。

(10) 最終選考参加者の選定方法

各委員の評価点の平均を基準とし最終選考に参加できる者は、次のとおりとする。

- ① 最高評価点であった事業者
- ② 最高評価点に対して、95%以上（端数のあった場合は、小数点第 1 位を四捨五入）の評価点を得た事業者

(11) 選考結果の通知

全参加者に対して、次のより、結果を通知します。

- ① 通知方法 参加申請書（様式 2）に記載されたメールアドレスあてに通知します。
- ② 通知日 令和 6 年 11 月 11 日（月）

8. 最終選考「競争見積もり合わせ」

2次選考を通過した参加者は、最終選考「競争見積もり合わせ」にあたって、次により見積書を作成し提出してください。

提出された見積書について、競争見積もり合わせを実施し、本業務の契約候補者を選定します。

(1) 見積書の作成

次の事項を確認の上、見積書を作成してください。

- ① 様式 見積書（様式5）を使用してください。
- ② 作成方法 提出日、住所または所在地、商号又は名称、代表者氏名、見積金額を記入し、代表者印を押印してください。
- ③ 注意事項

※1 地質調査に係る金額は、見積書作成時に実際の調査数量が定まらないため、以下の調査等の業務を行うものとし、見積書を作成してください（必要な直接経費、間接調査費及び諸経費を含めて算出してください）。

- ・スクリーウエイト貫入試験 10mを4か所
- ・土質ボーリング（φ66、粘性土・シルト）10mを1か所
- ・土質ボーリング（φ116、粘性土・シルト）10mを1か所
- ・岩盤ボーリング（φ66、軟岩）5mを1か所
- ・岩盤ボーリング（φ86、軟岩）5mを1か所
- ・土質ボーリングおよび岩盤ボーリングの標準貫入試験（1mごとに1回）
- ・孔内水平載荷試験（普通載荷）1回
- ・デニソンサンプリング（粘性土）1本
- ・土粒子の密度試験 1試料
- ・土の含水比試験 1試料
- ・土の粒度試験（沈降分析 ふるい分析含む） 1試料
- ・土の液性限界試験 1試料
- ・土の塑性限界試験 1試料
- ・土の圧密試験（段階載荷） 1試料
- ・三軸圧縮試験（UU試験） 1試料
- ・解析等調査業務（資料整理・断面図等作成） 一式

※2 建築工事のうち、地業工事に係る金額は、見積書作成時に見積条件が定まらないため、見積書の金額には含めないようにしてください。

(2) 見積書の提出

- ① 提出部数 1部
- ② 提出方法 持参
※任意の封筒に封入封緘の上、割印（見積書に押印した代表者印と同印）をして提出してください。
※封筒には、「（仮称）西こども園新築工事その他設計業務（見積書在中）」と「商号又は名称」を記入してください。
- ③ 提出期間 令和6年11月11日（月）～11月15日（金）12時まで
※8時30分から17時（12時から13時を除く）に受け付けます。
- ④ 提出先 横須賀市民生局福祉こども部 子育て支援課 保育園再編担当
はぐくみかん5階

(3) 「競争見積もり合わせ」の日時・場所

- ① 日時 令和6年11月15日（金）14時
- ② 場所 はぐくみかん5階
- ③ 立会 競争見積もり合わせに参加する各事業者2名まで任意で立ち会うことができます。

(4) 契約候補者の選定方法

2次選考を通過した参加者で見積もり合わせを行い、以下の見積もり金額の合計が最も低い額（本市の入札制度による平均額型最低制限価格未滿となるものを除く。横須賀市電子入札の広場 参照）を提示した参加者を本業務の契約候補者として決定します。

（見積金額に含むもの）

- ① （仮称）西こども園新築工事基本設計業務
- ② （仮称）西こども園新築工事实施設設計業務
※計画通知及び各種許認可申請等業務を含む
- ③ （仮称）西こども園新築工事地質調査業務
※見積内容は、8（1）③を参照
- ④ （仮称）西こども園新築工事監理業務
- ⑤ （仮称）西こども園新築工事
※地業工事を除く
- ⑥ （仮称）西こども園新築電気設備工事
- ⑦ （仮称）西こども園新築機械設備工事

ただし、同額の見積書を提出した参加者が2人以上ある場合は、2次選考における評価点数が最も高い参加者を本業務の契約候補として決定します。また、評価点数も同点であった場合は、くじ引きにより決定します。

(5) 選定結果の通知

競争見積もり合わせ全参加者に対して、次により結果を通知します。

① 通知内容

- ・契約候補者：選定の旨の通知及び打合せ等の連絡
- ・その他の参加者：選定外となった旨の通知

② 通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスあてに通知

③ 通知日 令和6年11月15日(金)

9. 契約の締結

(1) 一般事項

本市議会において事業者の選定及び当該予算が承認された場合、市は契約候補者と業務の詳細や契約内容に関して必要な協議を行い、提出された見積書の金額で随意契約を締結する。

なお、その者との協議が整わない場合、その者が業務を遂行できないと認められる場合、その者が契約までに資格要件を満たさなくなった場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 地質調査業務に係る金額について

地質調査業務に係る金額について、見積条件は8. 最終選考「競争見積もり合わせ」

(1) 見積書の作成③注意事項のとおりであるが、実際に調査が完了した際には、調査を実施した数量や試験内容に基づき変更契約を行い対応する。

(3) 地業工事に係る金額について

地業工事に係る金額について、地質調査結果をもとに設計を行うものであり、8. 最終選考「競争見積もり合わせ」(1) 見積書の作成における見積書の作成の段階では工法等が定まらないため見積金額に含めないこととしているが、実際に設計が完了した際には、設計内容をもとに増額の変更契約を行い対応する。

なお、地業工事の工事内容は実施設計で適切に設計されるものであるため、上限金額は定めないものとする。

10. プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ① 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合を含む）
- ② 期限内に提出書類が提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- ⑤ 選考委員会委員へ個別に接触を図った場合
- ⑥ 上限金額を超える見積もり額を提示した場合
- ⑦ その他、本要領に違反した場合

(2) 提出書類の取り扱い

- ① 提出された書類の返却はしません。
- ② 提出書類の差し替えは認めません。
- ③ 本プロポーザルの実施にあたり、提出書類の複製を作成する場合があります。

(3) 費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

(4) 費用の負担

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。

(5) 本プロポーザル結果の公表

最終選考後に、1次・2次・最終選考結果については、本募集要領を掲載しているホームページに公表します。（商号又は社名については、1次選考通過事業者のみを公表します。）また、本事業の契約を締結した者の提案内容については、同ホームページで公開します。